

# 平成30年度旭川市農業委員会第10回定例農地部会議事録

- 1 開催日 平成31年1月25日（金曜日）
- 2 開催時間 午後1時30分開会 午後2時閉会
- 3 開催場所 旭川市6条通9丁目 旭川市総合庁舎議会棟2階 第1委員会室
- 4 出席委員 18名
- |           |           |           |           |
|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 1番・宿谷 昌一  | 2番・鷺尾 勲   | 3番・川上 和幸  | 4番・山口 喜松  |
| 5番・一宮 敏昭  | 6番・鹿野 直子  | 7番・松木 一幸  | 8番・笹田 文彦  |
| 9番・清水 利秋  | 10番・高倉 伸淳 | 11番・石尾 卓也 | 12番・滝川 岳雪 |
| 13番・宮嶋 睦子 | 14番・平 克洋  | 15番・吉田 清  | 17番・柿木 和恵 |
| 18番・鈴木 剛  | 19番・幅崎 勝良 |           |           |
- 5 欠席委員 16番・波能 隆
- 6 会議出席  
事務局職員
- |          |          |          |
|----------|----------|----------|
| 津村 事務局長  | 加藤 事務局次長 | 三浦 農地係長  |
| 井上 農地係主査 | 清原 農地係主査 | 長根 農地係主任 |
| 荒 農地係主任  | 武田 農地係主任 |          |
- 7 傍聴人 なし
- 8 議事録  
署名委員
- 2番・鷺尾 勲 3番・川上 和幸
- 9 議事日程
- (1) 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
  - (2) 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について
  - (3) 議案第3号 農業経営基盤強化促進法第16条の要請について
  - (4) 議案第4号 農業経営基盤強化促進法に基づく計画について
  - (5) 議案第5号 現地目証明願について
  - (6) 議案第6号 特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律施行令第4条第3項の規定による承認の取消について
  - (7) 報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出について
  - (8) 報告第2号 農地法第18条の規定による通知について

## 10 会議の概要

- 議長（鈴木 剛） ただいまから、平成30年度旭川市農業委員会第10回定例農地部会を開会いたします。
- 本日の出席委員数は18名でございます。旭川市農業委員会部会規則第8条の規定に基づき、在任する委員の過半数に達しておりますので、本会は成立いたしております。
- 欠席委員の詳細につきまして、事務局から報告いたします。
- 事務局（津村事務局長） 事務局。
- 御報告申し上げます。
- 本日の部会に、16番波能委員から欠席する旨の届出がありましたので、御報告いたします。
- 以上でございます。
- それでは、本日の議事録署名委員を指名いたします。
- 2番鷺尾委員、3番川上委員の両委員を指名いたしますので、よろしくお願いたします。
- また、会議につきまして、発言の際は、議席番号を告げてから御発言願います。
- 
- 議長（鈴木 剛） それでは、議事に入ります。
- 日程第1議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を上程いたします。
- 事務局から説明いたします。
- 事務局（清原 主査） 事務局。
- 日程第1議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を御説明いたします。
- 御審議いただく全体の件数といたしまして、所有権移転が、東旭川地区で3件、西神楽地区で2件、東鷹栖地区で1件、永山地区で1件、江神地区で1件、賃貸借権の設定が東旭川地区で2件、使用貸借権の設定が東旭川地区で1件、東鷹栖地区で1件の計12件でございます。
- 以上でございます。
- 議長（鈴木 剛） ただいま事務局から説明がありましたが、この議案の中で、議事参与の制限がある案件がございますので、先に審議いたします。
- 番号6番の案件につきましては、松木委員に関係がありますので、部会規則第11条「議事参与の制限」の規定に基づき、一時退席をお願いいたします。
- 委員（松木 一幸） （退席）
- 議長（鈴木 剛） それでは事務局から説明いたします。
- 事務局（清原 主査） 事務局。
- それでは、内容について御説明いたします。
- 番号6番につきましては、譲渡人が高齢のため、所有する農地を譲受人に譲渡し、譲受人が経営の安定を図る案件です。
- お手元にある農地法第3条調査書のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。
- 以上でございます。
- 議長（鈴木 剛） ただいまの事務局からの説明に関連して、担当地区委員から補足説明があればお願いします。
- 委員（柿木 和恵） はい、17番柿木です。
- 6番につきましては、譲渡人が高齢のため、所有する農地を譲受人に譲渡し、譲受人が経営の安定を図る案件ということで、問題ないと考えます

- ので、よろしくお願ひします。
- 議長（鈴木 剛） それでは、番号6番について、審議願ひます。  
御意見、御質問ございませぬか。
- 委員  
○議長（鈴木 剛） 発言がございませぬので、番号6番を異議なしと認め、許可することに決定いたします。
- 委員（松木 一幸） （着席）
- 議長（鈴木 剛） 発言がございませぬので、番号6番を異議なしと認め、許可することに決定いたします。  
松木委員が関係する案件につきまして決定をいたしました。  
引き続き、他の案件について審議を求めます。  
事務局から説明いたします。
- 事務局（清原 主査） 事務局。  
それでは、内容について御説明いたします。  
番号1番につきましては、譲渡人が他産業に従事しているため、譲受人に農地を譲渡し、譲受人が経営の安定を図る案件です。  
番号2番につきましては、譲渡人が高齢のため、所有する農地を譲受人に譲渡し、譲受人が隣接地の取得により耕作地の集約化を図る案件です。  
番号3番につきましては、譲渡人が高齢により農地の維持管理ができないため、所有する農地を譲受人に譲渡し、譲受人が経営の安定を図る案件です。  
番号4番につきましては、譲渡人が譲受人に貸し付けている農地を譲渡し、譲受人が経営の安定を図る案件です。  
番号5番、6番及び8番につきましては、譲渡人が高齢のため、所有する農地を譲受人に譲渡し、譲受人が経営の安定を図る案件です。  
番号7番につきましては、譲渡人が老齢のため、所有する農地を譲受人に譲渡し、譲受人が経営規模拡大を図る案件です。  
番号9番及び10番につきましては、貸主が高齢のため、所有する農地を借主に賃貸し、借主が新規就農する案件です。  
番号11番及び12番につきましては、貸主が経営移譲するため、所有する農地を後継者である借主に貸し付け、借主が農業に精励しようとする案件です。  
お手元にある農地法第3条調査書のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。  
以上でございます。
- 議長（鈴木 剛） ただいまの事務局からの説明に関連して、担当地区委員から補足説明があればお願ひします。
- 委員（高倉 伸淳） はい、10番高倉です。  
番号1番及び11番について補足説明します。  
番号1番につきましては、譲渡人が他産業に従事しているため、譲受人に農地を譲渡し、譲受人が経営の安定を図るということであり、また、番号11番につきましては、貸主が経営移譲するため、所有する農地を後継者である借主に貸し付け、借主が農業に精励するということであり、いずれも問題ないと考えますので、よろしくお願ひします。
- 委員（滝川 岳雪） はい、12番滝川です。  
番号2番につきましては、譲渡人が高齢のため、所有する農地を譲受人に譲渡し、譲受人が隣接地の取得により耕作地の集約化を図るということであり、問題ないと考えますので、よろしくお願ひします。
- 委員（石尾 卓也） はい、11番石尾です。

番号3番につきましては、譲渡人が高齢により農地の維持管理ができないため、所有する農地を譲受人に譲渡し、譲受人が経営の安定を図るということで、問題ないと考えますので、よろしくお願ひします。

○委員（平 克洋）

はい、14番平です。

番号4番につきましては、譲渡人が譲受人に貸し付けている農地を譲渡し、譲受人が経営の安定を図る案件です。

また、5番につきましては、譲渡人が高齢のため、所有する農地を譲受人に譲渡し、譲受人が経営の安定を図る案件ということで、いずれも問題ないと考えますので、よろしくお願ひします。

○委員（宿谷 昌一）

はい、1番宿谷です。

番号7番につきましては、譲渡人が老齡のため、所有農地を譲受人に譲渡し、譲受人が経営規模拡大を図るということで、問題ないと考えますので、よろしくお願ひします。

○委員（清水 利秋）

はい、9番清水です。

番号8番につきましては、譲渡人が高齢のため、所有する農地を譲受人に譲渡し、譲受人が経営の安定を図るということで問題ないと考えますので、よろしくお願ひします。

○委員（鹿野 直子）

はい、6番鹿野です。

番号9番及び10番につきましては、貸主が高齡のため、所有する農地を借主に賃貸し、借主が新規就農する案件で、借主は親が経営する農園等で約5年間の農作業経験があるということで、問題ないと考えますので、よろしくお願ひします。

○委員（柿木 和惠）

はい、17番柿木です。

12番につきましては、貸主が経営移譲するため、所有する農地を後継者である借主に貸し付け、借主が農業に精励しようとする案件ということで、問題ないと考えますので、よろしくお願ひします。

○議長（鈴木 剛）

それでは、番号1番ないし5番、及び7番ないし12番について、審議願ひします。

御意見、御質問ございませんか。

○委員

（「なし。」の声あり。）

○議長（鈴木 剛）

発言がございませんので、議案第1号を異議なしと認め、許可することに決定いたします。

---

○議長（鈴木 剛）

続きまして、日程第2議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」を上程いたします。

事務局から説明いたします。

○事務局（井上 主査）

事務局。

日程第2議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」を御説明いたします。

はじめに、番号1について御説明いたします。

議案第2号番号1資料の位置図、土地利用計画図及び意見書案を御願ひください。

まず、位置図を御願ひください。

申請地は、旭川市神居支所から西方向へ2.8kmのところのところに位置します。

次に、位置図と合わせて土地利用計画図を御願ひください。

譲受人は申請地の隣に親である譲渡人の所有する家があり、将来の介護のことを考え近くに住宅を建築したいと考えている案件です。

次に、許可基準について御説明いたします。

次ページの意見書を御覧ください。

農地区分につきましては、農業公共投資の対象となっていない小集団（おおむね10ha未満）の生産性が低い農地であることから、第2種農地と判断されますが、周辺に適した土地がないため、転用することはやむを得ないと考えられます。

転用の確実性につきましては、転用計画及び資金調達計画から判断し、支障がないものと判断されます。

資金計画につきましては、借入手続書の添付があり、支障がないものと判断されます。

転用計画面積につきましては、土地利用計画図から妥当な面積であると思われる。

転用が行われることによる周辺の農地等に係る営農条件への影響については、排水は公共汚水枡へ、雨水は道路に敷設されている雨水管に接続するため、周辺農地に影響はないと思われ。

転用面積が30アール以下で第2種農地の転用案件は、北海道農業会議への意見聴取が必要とされていることから、農地法第5条第3項に基づき、北海道農業会議への意見聴取を行いたいと考えております。

引き続き、番号2について御説明いたします。

番号2資料の位置図、場内見取図及び意見書案を御覧ください。

まず、位置図を御覧ください。

申請地は、位置図に示されている地点にあり、JR永山駅から南東方向へ約4kmのところに位置します。

次に、位置図と合わせて土地利用計画図を御覧ください。

農地区分についてですが、申請地は農振法第8条第1項の規定により市町村が定める農業振興地域整備計画において、農用地等として利用すべき土地として定められた土地の区域内にある農地であることから、農用地区域内農地と判断されます。

次に、許可基準について御説明いたします。

次ページの資料、意見書を御覧ください。

農用地区域内農地の転用は原則として許可することができないこととなっておりますが、不許可の例外として農地法施行令第11条第1項第1号に「仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するために行うものであって、当該利用の目的を達成する上で当該農地を供することが必要であると認められるもの」、かつ「農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼすおそれがないと認められるもの」とあり、本申請はこれに該当するものがあります。

転用の確実性につきましては、資金計画上、預金残高証明書の提出があり、十分であると思われ。

転用行為の妨げとなる権利については、賃借権者がおり、その者から一時転用することに同意を得ているため、支障がないと思われ。

転用計画面積につきましては、場内見取図から支障ないものと判断されます。

転用が行われることによる周辺の農地等に係る営農条件への影響については、採取地の周囲を有刺鉄線で囲み、保安距離を確保するため、周辺農地に支障がないと思われ。

一時転用の妥当性につきましては、土地改良目的の砂利採取であり、農地への復元計画があることから、妥当であると思われ。

本件は転用面積が30アールを超える農地の転用案件であることから、農地法第5条第3項に基づき北海道農業会議への意見聴取を行いたいと考

えております。

以上でございます。

○議長（鈴木 剛） ただいまの事務局からの説明に関連して、担当地区委員から補足説明があればお願いします。

○委員（一宮 敏昭） はい、5番一宮です。

1番の案件につきまして補足説明いたします。

譲受人は、申請地の隣に親である譲渡人の所有する家があり、将来の介護のことを考え近くに住宅を建築したいと思っておりますが、申請地のほかには周辺に適した場所がないことから、農地転用は、やむを得ないと考えられますので、よろしく願いいたします。

○委員（宿谷 昌一） はい、1番宿谷です。

番号2番について補足説明します。

申請地は旧河川地で砂利層のため、表土中に砂利が混入し、農耕機の摩耗が著しいため、貸し主が、砂利の採取を依頼するものです。

工期は、4月1日から来年の3月31日までとなっております。砂利採取後は、優良な農地に復元されることから農地転用は、やむを得ないと考えますので、よろしく願いします。

○議長（鈴木 剛） それでは、番号1番及び2番について審議願います。

御意見、御質問ございませんか。

○委員 （「なし。」の声あり。）

○議長（鈴木 剛） 発言がありませんので、議案第2号を「異議なし」と認め、北海道農業会議に意見聴取し、許可相当の意見を付して、北海道に進達することに決定いたします。

---

○議長（鈴木 剛） つきまして、日程第3議案第3号「農業経営基盤強化促進法第16条の要請について」を上程いたします。

事務局から説明いたします。

○事務局（清原 主査） 事務局。

日程第3議案第3号「農業経営基盤強化促進法第16条の要請について」を御説明いたします。

御審議いただく全体の件数といたしましては、東旭川地区の1件、永山地区の2件、合計3件でございます。

内容について御説明いたします。

申出者からあっせんの申出があり、議案の調整年月日の日付で認定農業者への利用関係の調整を行いました。不調に終わりました。

しかしながら、当該農地は集団的な農地であり、地区で選考した認定農業者以外に買受意向はなく、かつその者が一定期間賃貸借後の買受を希望しており、集積を図るためには農地中間管理機構（北海道農業公社）の特例事業による買入が必要と認められると利用関係調整会議で判断したことから、公社と申出者に対して買入協議を行う旨の通知をするよう旭川市長に要請することについて審議を求めるものでございます。

本日、この要請が決定されると、農業委員会から旭川市長に要請を行い、要請を受けた旭川市長は基本構想を基に認定農業者に集積する必要性を判断することになり、必要と判断した場合は、申出者と公社に買入協議の通知を行います。

なお、今後の手続につきましては、土地所有者は市町村から買入協議の通知が来た後、3週間あっせん対象地の譲渡制限が課せられ、その間に買入協議を行うこととなります。

この協議が成立した場合、農地部会において土地所有者から公社への所

有権移転に関する審議を行い、そちらが了承されれば、登記手続を農業委員会で行います。そして、公社から申出者に代金の支払が行われた後、公社と認定農業者との間で5年若しくは10年の賃貸借を行うこととなります。

以上でございます。

- 議長（鈴木 剛） ただいまの事務局からの説明に関連して、担当地区委員から補足説明があれば、お願いします。
- 委員 （「なし。」の声あり。）
- 議長（鈴木 剛） それでは、番号1番ないし3番について審議願います。  
御意見、御質問ございませんか。
- 委員 （「なし。」の声あり。）
- 議長（鈴木 剛） 発言がございませんので、議案第3号を異議なしと認め、旭川市に要請することに決定いたします。

- 
- 議長（鈴木 剛） 続きまして、日程第4議案第4号「農業経営基盤強化促進法に基づく計画について」を上程いたします。

事務局から説明いたします。

- 事務局（荒 主任）

事務局。  
日程第4議案第4号「農業経営基盤強化促進法に基づく計画について」を御説明いたします。

御審議いただく全体の件数といたしまして、所有権移転は、東旭川地区が2件となっております。

賃借権等設定につきましては28件あり、地区ごとの件数といたしましては、東鷹栖地区が7件、西神楽地区が1件、東旭川地区が20件となっております。

集積面積は、およそ58.60haでございます。

以上でございます。

- 議長（鈴木 剛） ただいま事務局から説明がありましたが、この議案の中で、議事参与の制限がある案件がございますので、先に審議いたします。  
番号26番ないし28番の案件につきましては、鹿野委員に関係がありますので、部会規則第11条「議事参与の制限」の規定に基づき、一時退席をお願いいたします。

- 委員（鹿野 直子）

（退席）

- 議長（鈴木 剛） それでは事務局から説明いたします。

- 事務局（荒 主任）

事務局。  
それでは、内容について御説明いたします。

番号26番ないし28番の案件につきましては、借主変更によるものであり、借受人が賃貸借権を設定し経営の安定を図るものでございます。

この計画につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項第1号に規定している旭川市農業経営基盤強化促進基本構想に適合し、同項各号に定める利用権設定等促進事業の要件を満たしております。

以上でございます。

- 議長（鈴木 剛） ただいまの事務局からの説明に関連して、担当地区委員から補足説明があればお願いします。

- 委員（高倉 伸淳） はい、10番高倉です。

賃借権設定の番号26番ないし28番については、借主の父から借主への経営移譲に伴う借主変更の案件であり、借主が農地を賃借し、経営の安定を図るということで問題ないと考えますので、よろしく願います。

- 議長（鈴木 剛） それでは、番号26番ないし28番について審議願います。

- 御意見，御質問ございませんか。  
 （「なし。」の声あり。）
- 委員  
 ○議長（鈴木 剛） 発言がございませんので，所有権移転の番号26番ないし28番について異議なしと認め，計画を決定いたします。
- 委員（鹿野 直子） （着席）  
 ○議長（鈴木 剛） 鹿野委員が関係する案件について決定をいたしました。  
 引き続き，他の案件について審議を求めます。  
 事務局から説明いたします。
- 事務局（荒 主任） 事務局。  
 それでは，内容について御説明いたします。  
 議事参与制限の3件を除いた，所有権移転の番号1番及び2番の案件につきましては，あっせん事業によるものであり，譲受人が所有権の移転を受けて経営の安定を図るものでございます。  
 賃借権等設定の番号1番ないし25番の内訳につきましては，老齢のため全地貸付ける案件が2件，借主変更案件が17件，稼働力不足のため一部貸付ける案件が1件，期間満了再設定案件が5件となっております。  
 この計画につきましても，先ほどの案件と同様，旭川市農業経営基盤強化促進基本構想に適合し，利用権設定等促進事業の要件を満たしております。  
 以上でございます。
- 議長（鈴木 剛） ただいまの事務局からの説明に関連して，担当地区委員から補足説明があれば，お願いします。
- 委員（滝川 岳雪） はい，12番滝川です。  
 所有権移転の番号1番及び2番につきましては，譲り受け人が，あっせんにより農地を取得して経営規模の拡大を図るということで問題ないと考えますので，よろしくをお願いします。
- 議長（鈴木 剛） それでは，所有権移転番号1番及び2番並びに賃借権等設定番号1番ないし25番について審議願います。  
 御意見，御質問ございませんか。  
 （「なし。」の声あり。）
- 委員  
 ○議長（鈴木 剛） 発言がございませんので，議案第4号を異議なしと認め，計画を決定いたします。

- 
- 議長（鈴木 剛） 続きまして，日程第5議案第5号「現地目証明願について」を上程いたします。  
 事務局から説明いたします。
- 事務局（長根 主任） 事務局。  
 日程第5議案第5号「現地目証明願について」御説明いたします。  
 西神楽地区で1件の願い出があり，願出地の所在地区を担当する調査委員が現地確認をした結果は，表中程にあります現地調査欄に記載の利用状況となっております。  
 現地目証明事務処理要領第9条に基づき提案いたしますので，御審議をお願いいたします。  
 以上でございます。
- 議長（鈴木 剛） ただいまの事務局からの説明に関連して，担当地区委員から補足説明があればお願いします。
- 委員（吉田 清） はい，15番吉田です。  
 番号1番につきましては，住宅1棟，物置2棟，家庭菜園及び雑種地として利用されていまして，いずれも農採地以外と判断しましたの



- で、よろしく申し上げます。
- 議長（鈴木 剛） それでは、議案第5号について審議願います。御意見、御質問ございませんか。
- 委員 （「なし。」の声あり。）
- 議長（鈴木 剛） 発言がありませんので、議案第5号を「異議なし」と認め、証明することに決定いたします。

- 
- 議長（鈴木 剛） 続きまして、日程第6議案第6号「特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律第4条第3項の規定による承認の取消について」を上程いたします。

- 事務局から説明いたします。
- 事務局（清原 主査） 事務局。  
日程第6議案第6号「特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律第4条第3項の規定による承認の取消について」御説明いたします。  
申請者から、平成30年11月30日をもって市民農園を閉園したことに伴い、平成30年12月17日付けで特定農地貸付承認取消申請書を受理しました。

- 特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律施行令第4条第3項には、「農業委員会は、法第3条第3項の承認を受けた者が当該承認に係る貸付規程に従って特定農地貸付けを行っていないと認めるときは、その承認を取り消すことができる。」と定められており、市民農園の閉園により貸付が行われていないと認められるため、承認の取消について御審議いただきますようお願いいたします。

- 以上でございます。
- 議長（鈴木 剛） ただいまの事務局からの説明に関連して、担当地区委員から補足説明があれば、お願いします。

- 委員 （「なし。」の声あり。）
- 議長（鈴木 剛） それでは、番号1番について審議願います。  
御意見、御質問ございませんか。
- 委員 （「なし。」の声あり。）
- 議長（鈴木 剛） 発言がございませんので、議案第6号を「異議なし」と認め、承認を取り消すことに決定をいたします。

- 
- 議長（鈴木 剛） 引き続き、報告案件について進めてまいります。  
日程第7報告第1号「農地法第3条の3の規定による届出について」ですが、これにつきましては、既に専決処理をしたものでありますので報告いたします。

- 事務局から説明いたします。
- 事務局（清原 主査） 事務局。  
日程第7報告第1号「農地法第3条の3の規定による届出について」は、東旭川地区で1件の届出があり、届出の内訳としましては、相続による取得でございます。

- これらにつきまして、旭川市農業委員会事務局規程第7条に基づき事務局長専決処理いたしましたので御報告をいたします。  
以上でございます。

- 議長（鈴木 剛） ただいま事務局から説明がありましたが、御意見、御質問ございませんか。
- 委員 （「なし。」の声あり。）
- 議長（鈴木 剛） 発言がございませんので、報告第1号を終わります。

○議長（鈴木 剛） 次に、日程第8報告第2号「農地法第18条の規定による通知について」ですが、これにつきましても、既に専決処理をしたものでありますので報告いたします。

事務局から説明いたします。

○事務局（長根 主任） 事務局。

日程第8報告第2号「農地法第18条の規定による通知について」は、農地の賃貸借に係る合意解約の通知が、東鷹栖地区で4件、西神楽地区で1件、江神地区で1件、東旭川地区で18件の合計24件あり、これらにつきましては、旭川市農業委員会部会長専決規程第2条に基づき農地部会長専決処理いたしましたので御報告いたします。

以上でございます。

○議長（鈴木 剛） ただいま事務局から説明がありましたが、御意見、御質問ございませんか。

○委員 （「なし。」の声あり。）

○議長（鈴木 剛） 発言がございませんので、報告第2号を終わります。

---

○議長（鈴木 剛） 以上で本日の提出議案の審議を全て終了いたします。

これもちまして、平成30年度旭川市農業委員会第10回定例農地部会を閉会いたします。